

山形市内の運送事業者の皆様へ

山形市運送事業者支援給付金の申請について

依然として高い水準で推移している燃油価格の影響を緩和するため、市内運送事業者へ給付金を給付します。



【申請期間】

令和6年4月10日（水）～5月29日（水）必着

■ 給付対象者

一般貨物自動車運送事業（特定貨物自動車運送事業を含む。）又は貨物軽自動車運送事業の許可を有する者であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

- ア 令和6年3月1日時点において市内に事業所（営業所）を置く者
- イ 令和6年3月1日時点において山形運輸支局への登録車両を1台以上保有する者
- ウ 給付金の給付申請日以後において、事業の経営を継続する予定である者

■ 給付対象車両

給付対象者が令和6年3月1日時点で、山形運輸支局に一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業又は、貨物軽自動車運送事業の用に供するための車両として登録されているもの

■ 給付額

- (1) 一般貨物自動車運送事業（特定貨物自動車運送事業を含む。）
5万円/台【緑ナンバー登録車両】
- (2) 貨物軽自動車運送事業
7千円/台【黒ナンバー登録車両】

提出書類

1. 給付申請書
2. 振込指定口座の写し
3. 給付に係る車両一覧表
4. 車両の台数が確認できる書類
(事業計画変更届出書、貨物軽自動車運送事業経営届出書等)

<様式ダウンロード>

山形市ホームページ⇒「運送事業者」ワード入力 ⇒ 検索 ⇒
山形市運送事業者支援給付金のご案内（令和5年度 第2回）



- ★市内に複数の事業所（営業所）を有する給付対象者は、市内事業所（営業所）ごとに申請ください。
- ★山形市産業政策課まで郵送にてご提出ください。



山形市 商工観光部 産業政策課
〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25
☎ 023-641-1212 内線 416・418